

答 申

第 1 審査会の結論

長崎県知事（以下「実施機関」という。）が、令和 2 年 4 月 27 日付け 31 都第 1221 号で審査請求人に対して行った決定のうち、公文書不開示決定（公文書不存在）は妥当であるが、公文書部分開示決定は妥当ではなく、下記の文書については開示決定すべきである。また、審査請求人に対して既に開示した文書について、同人の意向を確認の上、なお開示を求めるということであれば、改めて開示決定を行うべきである。

< 開示すべき文書 >

第 2 の 2 の(1)に掲げる供覧文書と同一のファイルに綴られていた写真及び撮影箇所の位置図

第 2 審査請求に至る経過

1 開示請求の内容

審査請求人は、2020（令和 2）年 3 月 12 日付けで、長崎県情報公開条例（平成 13 年長崎県条例第 1 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定により実施機関に対して、以下の内容について、開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

別紙届出による当該地が開発許可申請が必要なしと判断に至った県担当課の意思形成過程とその根拠の一切（法令の根拠含む）

法令及び現地調査書と平戸市その他上記に関する出張復命書

届出人、工事施工業者、新旧土地所有者、工事発注者及び代理人への聴取書
代理人と称する者の委任関係を確認した証類

2 本件処分の内容

実施機関は、本件開示請求に対し、令和 2 年 4 月 27 日付けで、以下の処分を行い、審査請求人に通知した。

(1) 請求内容のうち、「 のうち現地調査書と平戸市その他上記に関する出張復命書及び 届出人、工事施工業者、新旧土地所有者、工事発注者及び代理人への聴取書」について、供覧文書「平成 29 年 11 月 8 日 平戸市の非線引都市計画区域における森林伐採のうえ放置された土地に対する対応について（以下

「本件文書」という。)」を特定し、個人の氏名、所在地、評価、内心等に関する部分については条例第7条第1号に該当するとして公文書部分開示決定(以下「本件処分1」という。)を行った。

- (2) 請求内容のうち、「 のうち法令、 代理人と称する者の委任関係を確認した証類」について、「 法令は、県の公文書として保有していないため、 は、確認した書類が存在しないため」として公文書不開示決定(公文書不存在)(以下「本件処分2」という。)を行った。

3 審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、本件処分1及び本件処分2を不服として、実施機関に対し令和2年7月20日付けで審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「本件処分1のうち不開示決定部分及び本件処分2の取り消しを求める」というものである。

2 審査請求の理由及び反論書等における実施機関への反論等

審査請求人が審査請求書及び反論書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件処分1について

ア 審査請求人が求めたものは、「別紙届出による当該地が開発許可必要なしと判断に至った県担当課の意思形成過程とその根拠一切」(法令の根拠含む)である。

イ 請求内容 については、現地調査書も出張復命書も開示されていない。
請求内容 については、森林法の届出人、工事施工業者、発注者の聴取書の開示にも触れてはいない。

一部個人情報があるとしても、大半は工事業者あるいは土地所有者の聴き取り内容であり個人情報にあたらぬ。県庁職員の業務の記録は、職員名も含めて一切公文書として公開ではないのか。

(2) 本件処分2について

ア 請求内容 のうち法令について

なぜ開発許可申請が必要ないとするかについて、法令上の説明を拒むことは県民として納得し難い。

公務員たる県職員は、法令に基づかずして何を根拠に業務遂行しているの
であろうか。

イ 請求内容 代理人と称する者の委任関係を確認した証類について

工事は権利関係に関わることであって、委任関係等十分な確認を怠ることは考えられない。代理人と称すれば、委任状も提出させず簡単な電話でのやりとりで業務が済まされるとは恐ろしい。

(3) その他

県民は、県がどのような文書を保存しているかわからない。実施機関は開示しようという姿勢に乏しく、「そういう文書はない、請求人の記載している意味が分からない、平戸は出張扱いにはならない、その文書は他の部署が係だから部課が違う」等々、いかにも開示したくない意思がありありの対応に終始した。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張は、弁明書及び口頭説明によれば、おおむね次のとおりである。

1 原処分を妥当とした理由

(1) 本件処分1について

ア 何度も電話をして審査請求人とやり取りをした結果、今回の文書を特定したものであり、請求内容 及び については、本件文書以外に存在しない。

イ 県職員の業務の記録であったとしても個人情報が含まれば条例に基づいて公開・非公開を判断することとなる。今回不開示とした部分は、実施機関が聴き取りをした調書に含まれる個人情報であるため、条例第7条第1号に該当する。

ウ 今回の不開示部分については、審査請求人からの平成30年4月2日付審査請求(平成29年10月16日付け公文書開示請求関係)による長崎県情報公開審査会への諮問に対する答申に基づき令和2年2月28日付で交付した裁決書(部分開示決定)を踏まえ判断したものである。

(2) 本件処分2について

ア 請求内容 のうち法令について

書籍は開示請求の対象外であり、請求人が求めている法令は県の公文書として保有していない。

該当する法令は公文書としては保有しておらず、業務に使用している法令及び解説などは全て書籍であるため開示請求の対象ではない旨、審査請求人にも電話で説明し了解を得ている。なお、実施機関が利用している書籍一覧を求められたため作成し、参考に後日送付している。

イ 請求内容 代理人と称する者の委任関係を確認した証類について

代理人と称する者の委任関係を確認した証類の提出は求めておらず、文書が存在しない。そもそも都市計画法に基づく手続きは一切行っていないため、委任状の提出も求めていない。

(3) その他

どのような文書を望んでいるか、審査請求人とは何度となくやり取りを行った。また、既に関示された文書と重複するものは要らないということだったが、今回の請求内容に該当するものということで、改めて本件文書を開示した。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分について、条例の趣旨に照らし審査した結果、以下のよう
に判断する。

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、公文書の開示及び情報提供等の推進に関し必要な事項を定めることにより、県の諸活動を説明する県の責務が全うされるようにし、県政に対する理解と信頼を深め、もって県民参加による公正で開かれた県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、公文書の開示請求にあっては、「原則公開」の理念のもとに、条例の解釈及び運用に当たらなければならない。

2 条例の規定について

本件処分に係る公文書において、実施機関が部分開示の理由としている条例第7条各号の規定を確認したうえで、部分開示決定の妥当性について判断した。

(1) 条例第7条第1号について

本号本文は、開示請求にかかる公文書に、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを定めている。ただし、同号ただし書は、

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係

る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については、開示するものと規定している。

また、本号の解釈及び運用に当たっては、条例第3条の「個人に関する情報がみだりに公にされることのないように最大限の配慮をしなければならない。」とする規定の趣旨を踏まえ、特に慎重に取扱うものとするとしている。

3 不開示情報の該当性（本件処分1）について

当審査会において、本件文書を実際に見分し実施機関に確認したところ、次のように判断した。

- (1) 本件文書は、実施機関が作成した供覧文書であり、平成29年11月8日に平戸市役所で行われた県及び平戸市間の「関係者協議」並びに県が土地所有者及び関係人に聴取（平戸市も同席）した「土地所有者聞き取り」から成っている。
- (2) 不開示とされているのは、「関係者協議」においては、協議内容の中に記載されている県及び平戸市の職員を除く個人の氏名であり、「土地所有者聞き取り」においては土地所有者の氏名並びに県からの問いに対する土地所有者及び関係人の発言である。

個人の氏名が特定の個人を識別することができる情報であることは明らかである。また、土地所有者及び関係人の発言については、特定の土地の地番や同人らの内心等（評価を含む）が記載されており、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと認めることができる。よって、当該情報は、条例第7条第1号に該当し、これらについて不開示としたことは妥当である。

4 本件対象文書の保有の有無（本件処分1、本件処分2）について

(1) 本件処分1について

ア 請求内容及び について、当審査会において、実施機関に対し、請求内容にある「現地調査書」に当たるようなものはないのか確認したところ、本件文書と同じファイルの中に現地の写真が有るには有るが、既に開示しているため今回は開示しなかったとのことであった。ところが、後日、当該写真に関して、理由については分からないが、現地の写真及び撮影箇所の位置図（以下「写真等」という。）については、平成29年10月16日付け開示請求の際に開示されておらず、その後も開示されていなかった旨の申し出があり、当審査会において、当該写真等を見分した。

実施機関自身も認めているところであるが、当該写真等については、請求内容の対象文書とされるべきものであり、これを開示しなかったのは妥当

ではない。改めて開示決定を行うべきである。

イ また、審査請求人の意向は既に開示された文書と重複するものは要らないということだったとの実施機関の説明について、当審査会において確認したところ、確かに、令和2年度以降に行われた開示請求については、その旨の記録が残されており、かつ、決定通知書にも記載されていることが認められた。しかしながら、本件開示請求及び本件処分1に関しては、そのような記録の存在が確認できず、決定通知書への記載も認められない。

そうすると、当審査会としては、「既に開示された文書と重複するものは要らない」という審査請求人の意向について、無条件に可とすることには躊躇せざるを得ない。

開示請求については、請求者が同一だからといって、過去に開示したものが自動的に対象文書から除かれることにはならず、同人が不要とする文書について特定がないのであれば、再度、開示決定しなければならないと思料する。

(2) 本件処分2について

ア 請求内容のうち法令について

「法令」については、一般に内容を知ることができるものであるため、開示請求の対象となる公文書から除外されると解される（なお、書籍については、条例第2条第2項第1号において、開示請求の対象となる公文書から除外されている）。

イ 請求内容について

当審査会において、実施機関に確認したところ、審査請求人が言うところの当該地（非線引都市計画区域）について、森林の伐採はなされたものの宅地化されなかったので都市計画法上の開発許可の対象とならず、法定の手続きが発生していないため、代理人に関する書類は無いとのことであった。この実施機関の説明によれば、「代理人と称する者の委任関係を確認した証類」が存在していないということについて特段不自然、不合理な点は見受けられない。

ウ したがって、実施機関が前記ア及びイについて、不開示決定（公文書不存在）とした本件処分2は妥当である。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書及び反論書において種々主張するが、いずれも当審査会における前記判断を左右するものではない。

6 結論

以上のことから、前記「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 付言

本件処分1に係る写真等について、前記第5の4の(1)のとおり判断したところであるが、これは開示すべきものを開示していなかったということであり、開示義務違反と言わざるを得ない。実施機関は、大いに反省していただきたい。

また、本件文書について、本来、個人識別情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報として、条例第7条第1号及び第3号により、不開示とすべきと思われる情報が開示されている部分が見受けられた。公文書開示請求は、何人も請求できるものであり、請求者の如何によって対応が変わるものではない。実施機関は、不開示情報該当性について、厳密な判断を行っていただきたい。

以上、実施機関においては、条例の趣旨を十分理解のうえ、今後適切な運用が図られるよう当審査会として要望する。

なお、近頃、実施機関が審査請求人との面談の場を持ったと聞き及んでいる。当審査会としては、本件審査請求の根底には公文書不開示決定(公文書不存在を含む。)とは別の問題があると見ており、県政に対する信頼性の確保には、丁寧な説明と理解を重ねる一つ一つの対応が極めて大きな役割を果たすものと思料するところである。

審査会の審査経過

年月日	審査経過
令和2年12月21日	・実施機関から諮問書を受理
令和3年4月30日	・審査会（審査）
令和3年8月18日	・審査会（実施機関聴取及び審査）
令和3年9月28日	・審査会（審査）
令和3年10月29日	・審査会（審査）
令和3年11月1日	・答申

答申に関与した長崎県情報公開審査会委員

氏名	役職	備考
佐藤 烈	長崎新聞社取締役経営企画室長	
塩飽 昂志	弁護士	
朝長 真生子	司法書士	
藤野 美保	長崎行政監視行政相談センター 行政相談委員	会長職務代理者
横山 均	長崎県立大学地域創造学部教授	会長